日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2011. 08 07

No.11-033

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

東京都労働委員会 2011 年 8 月 3 日

企業再生支援機構発言
「争議権が確立した場合、3500 億は出資できない」を

不当労働行為と認定

昨年末の乗員組合と客室乗務員組合（CCU）のスト権投票行動に対し、支援機構の官財人代理から「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」等という発言がありました。

これらが不当労働行為であるという乗員組合・客室乗務員組合（CCU）の申し立てが、2011 年 8 月 3 日東京都労働委員会で認められ、以下の命令が出されました。

命令書(主文)

被申立人日本航空株式会社は、本命令書受領後 1 週間以内に、申立人日本航空乗員組合及び同日本航空キャビンクルーユニオンに対し、それぞれ下記の内容の文書を交付するとともに、同一内容の文書を 55 センチメートル×80 センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書で明瞭に墨書して、会社内の従業員の見やすい場所に 10 日間掲示しなければならない。

日本航空乗員組合
執行委員長 宇賀地 竜哉 殿

日本航空キャビンクルーユニオン
執行委員長 内田 妙子 殿

日本航空株式会社
代表取締役 稲盛 和夫

当社が、平成 22 年 11 月 16 日、貴組合に対して、貴組合の争議権に関し、争議権の確立ないし行使等を制約する言動を行ったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

リンク：都労委命令について 2 労組声明 PDF

リンク：命令全文